

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

昭和47年 7月20日

告示第488号

改正 昭和49年10月19日 告示第714号

平成17年 4月 1日 告示第608号

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条第2項および環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第1項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。))の別表2の2に掲げる類型をいう。以下同じ。)を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型にかかる基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

### 別表

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
和歌山市、海南市 及び有田市の地先 海域 (別記の1の水域)	和歌山下津港北港区 (別記の2の水域)	B	直ちに達成	
	和歌山下津港本港区 (別記の3の水域)	C	5年以内で可及的速 やかに達成	
	和歌山下津港南港区 (別記の4の水域)	B	直ちに達成	
	和歌山下津港海南港区 (別記の5の水域)	B	〃	
	和歌山下津港下津港区 (別記の6の水域)	B	〃	
	和歌山下津港有田港区泊地 (別記の7の水域)	B	〃	
	初島漁港区 (別記の8の水域)	B	〃	
	上記各港区以外の海域	A	〃	

### (別記)

- 1 和歌山市田倉崎の北緯 34 度 15 分 40 秒東経 135 度 3 分 50 秒の地点から有田市宮崎の鼻の北緯 34 度 4 分 15 秒東経 135 度 4 分 54 秒の地点に至る陸岸の地先海域ならびに市掘川紀ノ川大橋、日方川新湊橋、女良川旭橋および加茂川硯橋の各下流の河川の区域に含まれる水域
- 2 和歌山下津港の北港区の西防波堤、同防波堤先端と北防波堤先端を結んだ直線、同防波堤および

#### 陸岸に囲まれた海域

- 3 和歌山下津港の本港区の北防波堤、同防波堤先端と南防波堤先端を結んだ直線、同防波堤および陸岸に囲まれた海域ならびに市掘川紀ノ川大橋の下流の河川の区域に含まれる水域
- 4 和歌山下津港の本港区の北防波堤先端と南防波堤先端を結んだ直線の中心から半径 500 メートルの円弧と同円弧が一文字防波堤と交わる点から同防波堤に沿って北 343 度 30 分に見通した直線および陸岸に囲まれた海域で 3 の海域を除く海域
- 5 和歌山下津港の海南港区の北防波堤、同防波堤先端と南防波堤先端を結んだ直線、同防波堤および陸岸により囲まれた海域ならびに日方川新湊橋の下流の河川の区域に含まれる水域
- 6 海南市青石鼻と北緯 34 度 7 分 0 秒東経 135 度 7 分 7 秒の地点を結んだ直線および陸岸に囲まれた海域ならびに女良川旭橋および加茂川硯橋の各下流の河川の区域に含まれる水域
- 7 和歌山下津港の有田港区防波堤、同防波堤先端と同先端から北緯 83 度 30 分の線上 330 メートルの地点(北緯 34 度 5 分 33 秒東経 135 度 6 分 19 秒)を結んだ直線および陸岸に囲まれた海域
- 8 苅藻島三角点(標高 46. 84 メートル)から 73 度 30 分 1,316 メートルの地点をイ点とし、イ点から 295 度 430 メートルの地点(口点)まで引いた線、東燃ゼネラル石油株式会社排気ガス南側鉄塔南端から 174 度 91 メートルの地点をハ点とし、ハ点から 298 度 430 メートルの地点(二点)に引いた線、口点と二点を結んだ線および陸岸に囲まれた海域

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

昭和48年12月1日

告示第904号

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第1項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2の2に掲げる類型をいう。)を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

### 別表

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
新宮市三輪崎地先 海域 (別記の1の水域)	三輪崎地先海域(甲) (別記の2の水域)	B	直ちに達成	
	三輪崎地先海域(乙) (別記の3の水域)	B	3年以内で可及的速 やかに達成	
	上記各水域以外の海域	A	直ちに達成	

### (別記)

- 1 鈴島の北緯 33 度 40 分 53 秒東経 135 度 59 分 38 秒の地点と赤島の北緯 33 度 39 分 37 秒東経 135 度 59 分 49 秒の地点を結んだ直線、同島の北緯 33 度 39 分 35 秒東経 135 度 59 分 47 秒の地点から北 238 度に見通した直線、三輪崎漁港北防波堤及び陸岸に囲まれた海域並びに佐野川紀勢本線菟川橋梁の下流の河川に含まれる水域
- 2 三輪崎漁港の北防波堤、同港の東防波堤、同港の南防波堤、新宮港の南防波堤、同防波堤先端と同港の西防波堤先端を結んだ直線、同港の西防波堤及び陸岸に囲まれた海域
- 3 紀勢本線菟川橋梁架橋部の河川の中心点から半径 1,000 メートルの円弧及び陸岸に囲まれた海域並びに同橋梁の下流の河川に含まれる水域

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

昭和49年10月19日

告示第713号

改正 昭和59年 4月 5日 告示第249号  
 平成11年 4月 9日 告示第415号  
 平成17年 4月 1日 告示第606号  
 平成23年 3月22日 告示第283号  
 令和 3年 3月30日 告示第309号

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第1項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2の2に掲げる類型をいう。)を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

別表

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
紀の川水域	橋本川	A	5年以内に可及的速やかに達成	
	貴志川	A	直ちに達成	
	土入川 (河合橋から上流の水域)	B	〃	
	土入川(河合橋の下流の水域)	C	〃	
内川水域	大門川	C	5年以内で可及的速やかに達成	
	有本川	C	〃	
	真田堀川	C	直ちに達成	
	市堀川 (紀ノ川大橋から上流の水域)	C	5年以内で可及的速やかに達成	
	和歌川(小雑賀橋から上流の水域)	B	直ちに達成	
	和歌川 (小雑賀橋から旭橋までの水域)	B	〃	
	和田川	B	〃	

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
山田川水域	山田川	D	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	
有田川水域	有田川 (安諦橋から上流の水域)	A	直ちに達成	
日高川水域	日高川 (天田橋から上流の水域)	A	〃	
和歌山市、海南市 及び有田市の地先 海域	築地川及び水軒川の水域	海域C	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	
	和歌川の河口(和歌川旭橋の 下流の河川の水域)	海域B	直ちに達成	
	有田川の河口(有田川安諦橋 の下流の河川の水域)	海域A	〃	
有田市、湯浅町、 広川町、由良町及 び日高町の地先海 域	有田市宮崎の鼻の北緯34度4 分54秒東経135度4分54秒の地 点から日高町大字阿尾小字御 野脇の北緯33度52分35秒東経 135度3分49秒の地点に至る陸 岸の地先海域	海域A	〃	

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

昭和51年3月31日

告示第198号

改正 平成16年10月 1日 告示第1101号

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第1項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2の2に掲げる類型をいう。)を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

### 別表

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
南部川水域	南部川 (南部大橋より上流の水域)	河川A	直ちに達成	
	古川	河川B	〃	
左会津川水域	左会津川(田辺大橋より高雄大橋の水域)	河川A	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	
	左会津川 (高雄大橋より上流の水域)	河川A	直ちに達成	
田辺市、みなべ町 及び白浜町の地先 海域 (別記1の水域)	文里港区(別記2の水域)	海域B	直ちに達成	
	田辺漁港区(別記3の水域)	海域B	〃	
	上記以外の水域	海域A	〃	

### (別記)

- みなべ町森の鼻の北緯 33 度 44 分 19 秒東経 135 度 19 分 50 秒の地点から 270 度に引いた直線と白浜町瀬戸崎の北緯 33 度 40 分 05 秒東経 135 度 19 分 56 秒の地点から 270 度に引いた直線の間の陸岸の地先海域並びに左会津川田辺大橋、出井川岩井橋、名喜里川名喜里橋、千賀川国道暗渠、橋谷川橋谷橋及び大戸川大戸橋の各下流の河川の区域に含まれる水域
- 田辺市五浦の北緯 33 度 42 分 29 秒東経 135 度 23 分 48 秒の地点と磯間東防波堤東端を結んだ直線、同防波堤、同防波堤西端と磯間西防波堤東端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸に囲まれた水域並びに出井川岩井橋、名喜里川名喜里橋、千賀川国道暗渠、橋谷川橋谷橋及び大戸川大戸橋の各下流の河川の区域に含まれる水域
- 江川新東防波堤、同防波堤先端と江川新西防波堤先端を結んだ直線、江川新西防波堤及び陸岸に囲まれた水域

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

昭和52年4月30日

告示第340号

改正 平成23年 3月22日 告示第284号

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第1項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2に掲げる類型をいう。)を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

### 別表

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
太田川水域	太田川(旭橋から上流の水域)	河川A	直ちに達成	
那智川水域	那智川 (市野々橋から上流の水域)	河川AA	直ちに達成	
	那智川 (市野々橋からJR紀勢本線那智川橋梁までの水域)	河川A	〃	
二河川水域	二河川 (JR紀勢本線二河川橋梁から上流の水域)	河川A	〃	
那智勝浦町及び太地町の地先海域 (別記1の水域)	勝浦漁区(別記2の水域)	海域B	〃	
	上記以外の水域	海域A	〃	

### (別記)

- 1 那智勝浦町狼煙山三角点の北緯 33 度 37 分 07 秒東経 135 度 57 分 18 秒の地点から 90 度に引いた直線と太地町鷹の巣崎の北緯 33 度 36 分 01 秒東経 135 度 57 分 06 秒の地点から 90 度に引いた直線との陸岸の地先海域並びに二河川の JR 紀勢本線二河川橋梁の下流の水域
- 2 那智勝浦町狼煙山三角点の北緯 33 度 37 分 07 秒東経 135 度 57 分 18 秒の地点と那智勝浦町中島ケタノ鼻の灯台の北緯 33 度 36 分 58 秒東経 135 度 57 分 08 秒の地点を結んだ直線、那智勝浦町中島の北緯 33 度 36 分 55 秒東経 135 度 57 分 01 秒の地点と那智勝浦町中島シケ島鼻の北緯 33 度 36 分 50 秒東経 135 度 56 分 54 秒の地点を結んだ直線及び陸岸に囲まれた水域

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

昭和52年12月6日

告示第969号

改正 平成11年 4月16日 告示第479号

平成23年 3月22日 告示第285号

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第1項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2に掲げる類型をいう。)を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

### 別表

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
熊野川水域	北山川(和歌山県の区域に属する水域)	河川A A	5年以内に可及的速やかに達成	
	熊野川(和歌山県の区域に属する水域)	河川A	〃	

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

昭和53年3月31日

告示第235号

改正 平成23年 3月22日 告示第286号

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第1項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2に掲げる類型をいう。)を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

### 別表

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
富田川水域	富田川(河口から上流の水域)	河川A	直ちに達成	
日置川水域	日置川(日置川大橋及び日置川小橋から上流の水域)	河川A A	〃	
古座川水域	古座川 (高瀬橋から上流の水域)	河川A A	〃	
串本町地先海域	串本港区(別記の水域)	海域A	〃	

### (別記)

橋杭の北緯33度29分8秒東経135度47分54秒の地点から一の島の北緯33度28分43秒東経135度48分1秒の地点(ア地点)を結んだ直線、ア地点から大島戸島崎の北緯33度28分40秒東経135度48分52秒の地点を結んだ直線、出雲地先杭石の防波堤、同防波堤東端と同防波堤延長線の苗我島を結んだ直線、苗我島の北緯33度27分24秒東経135度47分58秒の地点から大島猪喰鼻の北緯33度27分30秒東経135度48分17秒の地点を結んだ直線及び陸岸に囲まれた水域

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

昭和59年4月5日

告示第248号

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条第2項並びに環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第1項の規定により、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2の2に掲げる類型をいう。)を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
御坊市及び美浜町の地先海域	別記の水域	海域A	直ちに達成	

(別記)

紀伊日の御岬燈台と紀伊日の御岬燈台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬に至る直線の線上で紀伊日の御岬燈台から1,000メートルの地点を結んだ直線、同地点から壁川崎の北緯33度50分31秒東経135度9分58秒の地点を結んだ直線及び陸岸に囲まれた水域並びに日高川天田橋、西川西川大橋、西川西川小橋及び熊野川昭和橋の各下流の河川の区域に含まれる水域

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

平成9年7月18日

告示第742号

改正 平成17年4月1日 告示第607号

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(平成5年政令第371号。以下「政令」という。)第1項の規定により、次表の水域の欄に掲げる公共用水域について当該水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)別表2の2のイに掲げる類型をいう。以下同じ。)を次表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

水域	該当類型	達成期間	左の水域の区域
紀伊水道東部海域(イ) (和歌山市の地先海域)	海域Ⅲ	直ちに達成	別記1の水域
紀伊水道東部海域(ロ) (海南市の地先海域)	海域Ⅲ	直ちに達成	別記2の水域
紀伊水道東部海域(ハ) (有田市及び海南市の地先海域)	海域Ⅲ	直ちに達成	別記3の水域
紀伊水道東部海域(ニ) (上記水域以外の海域)	海域Ⅱ	直ちに達成	別記4の水域

(別記)

- 1 和歌山市磯の浦西脇漁港西防波堤北端(北緯 34 度 15 分 18 秒、東経 135 度 05 分 57 秒)、同地点から南南西に 1,800m の地点(北緯 34 度 14 分 30 秒、東経 135 度 05 分 15 秒)及び和歌山市雑賀崎一文字防波堤南端(北緯 34 度 11 分 29 秒、東経 135 度 08 分 33 秒)を順次結ぶ直線並びに陸岸により囲まれた海域
- 2 和歌山市マリーナシティ西防波堤南端(北緯 34 度 08 分 45 秒、東経 135 度 10 分 32 秒)及び海南市冷水と海南市下津町塩津の陸岸の境界点(北緯 34 度 08 分 16 秒、東経 135 度 10 分 20 秒)を結ぶ直線並びに陸岸により囲まれた海域
- 3 有田市宮崎町男の浦漁港防波堤南端(北緯 34 度 04 分 16 秒、東経 135 度 05 分 45 秒)、同地点から北北西に 1,350m の地点(北緯 34 度 05 分 00 秒、東経 135 度 05 分 21 秒)及び海南市青石鼻(北緯 34 度 07 分 36 秒、東経 135 度 07 分 25 秒)を順次結ぶ直線並びに陸岸により囲まれた海域
- 4 和歌山県に属する瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和 48 年法律第 110 号)第 2 条に規定する瀬戸内海の区域であって政令別表 2 のハに規定する海域及び別記 1 から別記 3 までの水域を除いたもの

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

平成10年4月10日

告示第517号

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(平成5年政令第371号)第1項の規定により、次表の水域の欄に掲げる公共用水域について当該水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)別表2の2のイに掲げる類型をいう。以下同じ。)を次表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

水域	該当類型	達成期間	左の水域の区域
田辺湾	海域Ⅱ	直ちに達成	平成5年8月27日環境庁告示第67号に規定する田辺湾の範囲

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

平成23年3月22日

告示第287号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2の1に掲げる類型をいう。)を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

### 別表

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
日方川水域	日方川(新湊橋から上流の水域)	河川C	直ちに達成	
古座川水域	古座川(古座大橋から高瀬橋までの水域)	河川A A	〃	
熊野川水域	市田川(貯木橋から上流の水域)	河川D	〃	

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

平成26年10月10日

告示第1254号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2の1(1)イに掲げる類型をいう。)を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

### 別表

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
貴志川水域	貴志川(小川橋から上流の水域)	生物A	直ちに達成	
	貴志川(紀の川合流点から小川橋までの水域)	生物B	直ちに達成	
有田川水域	有田川(二川ダムから上流の水域)	生物A	直ちに達成	
	有田川(安諦橋から二川ダムまでの水域)	生物B	直ちに達成	
日高川水域	日高川(椿山ダムから上流の水域)	生物A	直ちに達成	
	日高川(天田橋から椿山ダムまでの水域)	生物B	直ちに達成	
富田川水域	富田川(滝尻橋から上流の水域)	生物A	直ちに達成	
	富田川(河口から滝尻橋までの水域)	生物B	直ちに達成	
日置川水域	日置川(殿山ダムから上流の水域)	生物A	直ちに達成	
	日置川(日置川大橋及び日置川小橋から殿山ダムまでの水域)	生物B	直ちに達成	
橋本川水域	橋本川(全域)	生物B	直ちに達成	
南部川水域	南部川(南部大橋から上流の水域)	生物B	直ちに達成	
左会津川水域	左会津川(田辺大橋から上流の水域)	生物B	直ちに達成	
古座川水域	古座川(高瀬橋から上流の水域)	生物A	直ちに達成	
	古座川(古座大橋から高瀬橋までの水域)	生物B	直ちに達成	
太田川水域	太田川(旭橋から上流の水域)	生物B	直ちに達成	
二河川水域	二河川(JR紀勢本線二河川橋梁から上流の水域)	生物B	直ちに達成	
那智川水域	那智川(JR紀勢本線那智川橋梁から上流の水域)	生物B	直ちに達成	
熊野川水域	熊野川(高田川合流点から上流の水域のうち、和歌山県の区域に属する水域)	生物A	直ちに達成	
	熊野川(河口から高田川合流点までの水域のうち、和歌山県の区域に属する水域)	生物B	直ちに達成	
北山川水域	北山川(和歌山県の区域に属する水域)	生物A	直ちに達成	